

2026 年 7 月 20 日

お客様各位

日新信用金庫

<にっしん>個人向けインターネットバンキングサービス利用規定の改正について

平素は日新信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、より適切なサービス提供のため、<にっしん>個人向けインターネットバンキングサービスを、個人としてのご利用に限定する条文を追加いたしました。また、併せて当金庫公式アプリ「My にっしん」に関する条文等についても追加しております。なお、改正後の規定は、現在取引いただいているお客様に対しても適用されますのであらかじめご了承ください。

今回の見直しは、個人のお客様向けサービスとしての性質をより明確にするためのものであり、日常のお取引はこれまで通りご利用いただけます。

当金庫では、今後も一層サービス向上に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改正内容

別紙「<にっしん>個人向けインターネットバンキングサービス利用規定 新旧対照表」をご確認ください。

2. 改正日

2026 年 8 月 28 日

以上

＜にっしん＞個人向けインターネットバンキングサービス利用規定 新旧対照表

(新)	(旧)	改正理由
第1条 ＜にっしん＞個人向けインターネットバンキング取引 ～（略）～ 2. 利用申込 (1) 本サービスの利用を申込されるお客様は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「＜にっしん＞個人者向けインターネットバンキングサービス申込書」（以下「申込書」といいます）<u>の提出、または当金庫が提供するアプリバンキング（以下「My にっしん」といいます）からの申込み</u>により、必要事項を当金庫に通知するものとします。 (2) 当金庫は、申込書の記入内容<u>またはMy にっしんからの申込内容</u>に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は契約者ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載したお客様カード（以下「お客様カード」といいます）を貸与します。 (3) <u>申込書による利用申込の場合</u>、当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱いましたうえは、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。 <u>(4) My にっしんによる申込の場合、日新信用金庫アプリ（My にっしん）利用規約第5条に規定された本人確認の方法により、お客様による申込みに相違ないものとして認めて取り扱いましたうえは、スマートフォンやパスワードの不正使用、誤使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</u>	第1条 ＜にっしん＞個人向けインターネットバンキング取引 ～（略）～ 2. 利用申込 (1) 本サービスの利用を申込されるお客様は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「＜にっしん＞個人者向けインターネットバンキングサービス申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記入して当金庫に提出するものとします。 (2) 当金庫は、申込書の記入内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾する場合は契約者ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載したお客様カード（以下「お客様カード」といいます）を貸与します。 (3) 当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱いましたうえは、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、第14条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。 <u>(追加)</u>	My にっしんからの申込開始に伴い、利用申込に My にっしんからの申込に関する条文を追加した。
3. 利用資格者 本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設している個人（事業利用の個人は除きます）のお客様を、本サービスの利用資格者とします。なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。	3. 利用資格者 本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者とします。なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。	利用資格を個人のお客様と明示した。
第8条 <u>（削除）</u>	第8条 資金移動ロック取引 1. 取引の内容 （1）当金庫所定の方法によるお客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた振込等の利用を停止するために「ロック実行」を設定し、または利用停止を解除するために「一時ロック解除」または「ロック解除」を設定することができます。 （2）本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた「振込」と「税金・各種料金払込みサービス」（以下あわせて「停止対象取引」といいます）の利用を停止します。 （3）本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、停止対象取引の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または停止対象取引を完了することにより、自動的に停止状態に設定し、停止対象取引の利用を停止します。 2. 障害時の対応 当金庫は、通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、停止対象取引を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断により	モバイルバンキングの取扱終了に伴い、提供終了となった機能を削除した。

＜にっしん＞個人向けインターネットバンキングサービス利用規定 新旧対照表

(新)	(旧)	改正理由
	お客様の設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。	
第9条 届出事項の変更等 本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の方法により届け出るものとします。 また、お客様が、当金庫へ届出したメールアドレスを変更した際は、直ちに所定の方法で変更手続きを行うものとします。	第9条 届出事項の変更等 本サービスに係る印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により届け出るものとします。 また、お客様が、当金庫へ届出したメールアドレスを変更した際は、直ちに所定の方法で変更手続きを行うものとします。	My にっしんで変更届の実施が行えるため、表現を変更した。
第15条 解約等 ～（略）～ 4. サービスの強制解約 お客様に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。 この場合、当金庫が解約の通知を届出住所あてに発信したときにお客様への通知の到着のいかんにかかわらず通知が到達したものとして解約します。 (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。 (2) 各種パスワードの不正使用があったとき、本サービスを不正利用したとき。 (3) 利用手数料その他の諸手数料の支払いが遅延したとき。 (4) 「お客様カード」が郵便不着等で返却されたとき。 (5) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。 (6) 支払の停止または破産、民事再生の手続きの開始の申し立てがあったとき。 (7) 相続の開始があったとき。 (8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。 (9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。 (10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。 <u>(11) 事業での利用（事業資金の決済、事業目的の送金等）が判明したとき。</u>	第15条 解約等 ～（略）～ 4. サービスの強制解約 お客様に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。 この場合、当金庫が解約の通知を届出住所あてに発信したときにお客様への通知の到着のいかんにかかわらず通知が到達したものとして解約します。 (1) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。 (2) 各種パスワードの不正使用があったとき、本サービスを不正利用したとき。 (3) 利用手数料その他の諸手数料の支払いが遅延したとき。 (4) 「お客様カード」が郵便不着等で返却されたとき。 (5) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてお客様の所在が不明となったとき。 (6) 支払の停止または破産、民事再生の手続きの開始の申し立てがあったとき。 (7) 相続の開始があったとき。 (8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。 (9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。 (10) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。 <u>(追加)</u>	個人向けインターネットバンキングの強制解約事由を追加した。